

## 水増しの横行

### 雇用、強制でなく実現を



中央省庁が障害者の雇用数を水増ししていたことが発覚した。障害者雇用としていた半数が不正な算入であり、その範囲は、内閣府や総務省、国土交通省など約8割に当たる27の国の機関であった。

記者会見した加藤勝信厚生労働相は、原因については「故意



障害者雇用水増し問題について、記者会見で謝罪する加藤厚労相＝8月28日、厚労省

か理解不足によるものか、今回の調査では判断し切れない」と説明した。法令に基づいて行政を行う官庁に、法令への理解不足があったのかもしれないと説明する神経にあきれるほかはない。きつと、これまで起こっている安倍内閣の不祥事も、官僚組織や政治家の理解不足から、都合よく解釈して自らに甘く対処してきたからに違いない。

こんな現状に、障害者雇用促進法に基づいて雇用を義務付けられ、未達成の場合には、1人当たり月額4万〜5万円の納付金を求められていた民間企業から不満の声が上がっている。

しかし、この反応にそのまま同意するわけにはいかない。同促進法は①障害者に対する

差別を禁止②事業主に対して、障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付け③苦情処理・紛争解決の援助を努力義務——などとしている。

趣旨は、障害者が働く意欲があるにもかかわらず、適切に働く機会を与えられない現実を改善することを意図している。誰でも平等な機会を与えられることが現代社会の基本原則である。その条件を満たすことのできない社会的弱者に機会を与えることを目的とする。程度の差はあっても、女性の雇用機会均等をうたう法的措置にも共通する。

従って、これらの法的措置は望ましい社会状態を実現するための過渡的な性格を持つものであり、そうした措置なしでも実現されることが目標となっている。ペナルティーがあるから、法律で義務付けられているから、障害者を雇用しているという意識が企業の裏側に垣

間見える。それでは、目標からは遠い。

もちろん、志のある企業の中には、障害者に適した作業を選び出し、雇用機会の拡張に努めているところもある。そうした現場では、働く機会を得た人たちの笑顔に出会うことができる。働くことを通して社会の構成員として認められることは、誰にでも与えられるべき権利である。それが法的な強制という過渡的措置ではなく実現され、隣で障害者が働いていることが当たり前のこととして受け入れられる社会が目指されている。

働き方改革を提唱しながら、働く側からの視点を欠いて、企業経営のコストの削減だけを優先するような現政権には、この目標は見えていないのだろうか。だとすれば、安倍晋三首相の唱える「普通の国」とは、国民の基本的人権を軽視する、ずいぶんと怪しげな国ではないか。

（東京大名誉教授 武田 晴人）